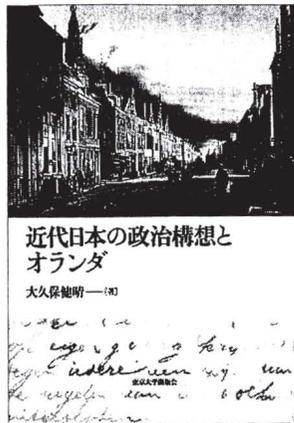


『近代日本の政治構想とオランダ』

(大久保健晴著、東京大学出版会、二〇一〇年)

小田川大典

西洋の学問の受容をその近代化の主たる原動力とせざるをえなかった近代日本において、どの外国語を学ぶかということ、知識人にとってきわめて重要な問題であった。近世の鎖国体制下であれば、長崎の出島でのオランダとの交易だけがほとんど唯一の「小さな窓」であり、いわゆる蘭学——オランダ語を媒介とした西洋の学問の研究——以外に選択肢はなかった。だが



開国後のイギリス、フランス、ドイツ、アメリカの文物の流入は、オランダ語の相対的な地位を著しく低下させることになる。一八五九年に横浜居留地を訪れた際の経験を福沢諭吉は次のように回顧している。「横浜から帰って、私は実に落胆してしまった。今まで数年の間、死物狂いになってオランダの書を読むことを勉強した。その勉強したものが、今は何にもならない。商売人の看板を見ても読むことが出来ない。さりとて誠に詰らぬことをしたわいと、実に落胆してしまった」(『福翁自伝』)。

このように後世から見れば幕末洋学の中で凋落の一途を辿っていたかの如き蘭学であるが、ペリー来航を契機に徳川政権が設立した調査機関である蕃書調所では、天保年間以来の長年の蓄積と伝統を踏まえつつ、オランダ語を媒介とした西洋人文社会科学の研究が粛々と進められていた。就中、蕃書調所教授手伝並だった西周と津田真道がオランダに留学し、ライデン大学法学部教授S・フィッセルングの下で自然法、国際法、国法学、経済学、統計学の五科講義を受け、帰国後にそのノートを訳述したことは、西洋の人文社会科学についての理解と普及を飛躍的に推し進めた。そして自由民権運動期には、自由民権運動家にして、法制官僚としても知られている小野梓が、フィッセルングの同僚であるJ・E・ハウドスミットのローマ法研究との格闘を通じて、日本の法的伝統を根底から捉え直し、憲法と民法をめぐる独自の構想を展開するに至る。本書は、この二つの動向に着目しつつ、近代日本政治思想史において近世蘭学が辿り着いた臨界点に照射することを試みた力作であり、前半(第

一〜三章)では、ライデン大学図書館所蔵の手書きのフィッセルング講義録の解説を中心としたオランダでの史料調査をもとに、フィッセルング五科講義の思想的な分析と、帰国した西周と津田が近代日本の形成過程の中でその内容をどのように消化したかが検討され、後半(第四、五章)では「法典編纂」「憲法制定」という具体的な国家構想が問題化した自由民権運動期において、西たちの問題意識を引き継いでオランダ法学を受容した小野梓の政治思想が検討されている。

一八六三年、「たった数年の留学期間」に「日本では全くの未知の領域」である「統計学、法学、経済学、政治学、外交」について「効果的かつ簡潔に教授していただきたい」という蕃書調所の要望を受け、ライデン大学は西と津田の指導教員としてフィッセルングを推薦した。週二回、二年間の自宅での指導を通じてフィッセルングが講じた五科のうち、自然法学と国法学が第一章で、統計学と経済学が第二章で、国際法学が第三章で扱われているが、いずれも密接な繋がりを持っている。著者は、その内的な連関を理解する手がかりを、フィッセルングが恩師J・R・トルベックから継承した自由主義的な「歴史化された自然法」思想——普遍的な自然法の理念を認めつつも、それを抽象的に捉えるのではなく、具体的な歴史過程の中で顕現する実定法の理念として再定位する——に求める。フランス革命に「世界的趨勢による一般原理」の頭れを認めつつも、その原理の実現を、あくまでも「特定の国民性や状況に従った制度」(具体的には立憲君主制)の改革の中で追求すること。このよう

に「抽象的思索」を排した「実践的」な憲法解釈書『憲法釈義』の刊行によって、トルベックは立憲主義的な自由主義運動の旗手となり、ついには首相に任命されるが、その後継者としてライデン大学法学部教授に就任したのがフィッセルングであった。フィッセルングの「歴史化された自然法」思想の特質は、第二章で扱われる彼の統計学と経済学において最も顕著に表れている。しばしば「近代日本法の父」という扱いを受けるフィッセルングであるが、十九世紀という「統計的精神の時代」のヨーロッパにおいて、彼は最新の統計学に明るい経済学者としてその名を馳せていた。自然法を、抽象的ではなく、人びとの生活の中で具体的に把握することに強い関心を持っていたフィッセルングは、「社会生活」についての経験的研究としての統計学と経済学においてその本領を発揮していたのである。著者によれば「社会生活」の具体的な把握を軸としたフィッセルングの五科講義には次の二つの特質が看取される。第一にそれは、「共に相生養」する社会的存在としての人間の「性」自然」に基づく自然法の存在を認めつつも、国法論を、自然法についての抽象的な思弁から導くのではなく、個々の国々の文明という「社会生活」相生養の道」の歴史的形態に即して論じる「法と文明」「自然法と歴史」という歴史主義的な観点に立脚していた。彼の国法学が、ヨーロッパの歴史的産物である三権分立に基づく立憲君主制を(当時の社会生活にとって)理想的な政体として賛美していた所以である。そして第二に、五科講義には、人びとが自らの幸福を追求するなかで、社会の紐帯は強まり、「交易」

が拡大し、「一般的功利」が増大するという歴史認識に立脚しつつ、人びとの社会生活を貫く法則性を捉える統計学と、社会生活の進むべき方向性を経験的に示す「実践」的な経済学を重視する「実践への志向と経済的自由主義」という特質が見られた（一六六頁以下を参照）。

国法学にせよ、国際法学にせよ、「社会生活」が置かれていく個別具体的な歴史的文脈を離れて抽象的に研究することはできない。第一章、第三章で検討されているようにフィッセルングはそのような徹頭徹尾歴史主義的な観点から国法学と国際法学を展開しつつ、にもかかわらず経済的自由主義へと向かう「実践」を提唱しているが、その前提にあったのは、ヨーロッパにおいて様々な慣行を媒介として形成されてきた国内法や国際法の自由主義的な体系に対する彼の暗黙の信頼であった。いわばフィッセルングがその国法学や国際法学において立憲政体や文明の公法という理想を語ることでできたのは、立憲主義や自由貿易などの経済的・政治的・道徳的価値を共有するヨーロッパ近代の歴史的条件——シュミットのいう「十九世紀ヨーロッパ公法」——をあてにすることができたからにはかならなかつたのである。ヨーロッパ的な立憲政体論にはヨーロッパ近代の歴史的「形勢」という前提が必要である。では、そのような歴史的前提を持たない日本において、如何にしてそれに類する法律制度の可能性を論じることができるのか。

第四、五章では、この西と津田が直面せざるをえなかつた歴史主義的な問題をめぐる小野梓の思想的な格闘が論じられていく。ある。そしてこの問題について小野はその名著『国憲汎論』で、代議政体・議院内閣制を中軸とする「主治被治の関係」の改善を通じた「被治者相対の交通」の正常化という制度論的対応と、『日本書紀』や中世武家法の再解釈による「民権の命脈」の発掘という歴史論的対応を試みている。

「日本の歴史」の中に埋もれた「衆民自治」の政治文化を再生しつつ、それを基盤とした立憲政体を樹立すること。それが『国憲汎論』下巻出版の四カ月後に三十四歳で亡くなった小野梓の悲願であり、本書が再構成を試みた、①天保年間における限定的な撰取②フィッセルング五科講義を媒介とした西洋人文社会科学の体系的な理解と普及③ヨーロッパ法制の「泉源」への遡行と日本の法的伝統を踏まえた根源的な深化という近世蘭学の歴史的展開の到達点であった。だが、日本の知識社会における蘭学の凋落は既に決定的なものとなっていたし、実際の明治国家体制の中でどのような「日本の伝統」を踏まえた法制度が確立されたかを考えれば、小野らの歴史的な敗北は否定しづらいといえよう。多くの日本政治思想史研究がそうであるように、本書もまた壮大な挫折と敗北の物語にほかならない。だが、膨大な史料の解説に基づく著者の丹念な分析は、小野らの挫折と敗北の中に埋もれていた西洋人文社会学の豊かな資産目録を掘り出し、日本政治思想史の研究者のみならず、思想史研究に携わるすべての者に、その批判的な継承を迫っている。

（おだがわ・だいすけ／政治思想史）

る。手がかりとなるのは、フィッセルングの同僚にして、同じくトルベッケの影響を受けたJ・E・ハウドスミットのローマ法論の小野による「纂訳』『羅馬律要』である。纂訳というのは原文の忠実な訳述の中に、訳文にはない小野自身の文章が縦横無尽に散りばめられたものだが、注目すべきはこの纂訳に挿入された文章の多くが、功利主義者J・ベンサム著作からの引用とそれに基づく独自の考察によつて占められていることであろう。著者の分析によれば、小野の狙いは、歴史的に形成された当時のヨーロッパ法制の不変の「泉源」としてのローマ法に遡るとともに、ベンサム功利主義の「真利の主旨」によつて、その中に含まれる夾雑物たる「非理」（例えば奴隸制）を取り除き、「普遍的」で「有用」な「法理」を剔抉することにあつた。そして果たせるかな、小野はそうした作業を通じて、生まれながらに付与された「天賦」のものではなく、「人間交際の安康を防護する為め」に「種々の法度」によつて定められる法的権利としての「民権（Civ. Rights）」という考え方に辿り着く。日本におけるヨーロッパ的な法と政治の歴史の欠落は、西と津田を絶望させた。だが、小野は、彼我の距離を縮めるべく、西洋の法的伝統を遡り、その「泉源」たるローマ法のなかに、「衆民自治」という水平的な政治文化に支えられた、対他的な関係性「status」を基礎とする法的権利論を発見したのである。しかしながら、それでもまだ歴史法学的な難題は残る。「独立自治の精神」の陶冶が妨げられてきた日本の伝統的な政治文化において、「衆民自治」に根ざした「民権」を確立することの困難で